

石川労働局からのお知らせ

2025年(令和7年)4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、「作業に従事する労働者以外の人」、「作業の一部を請け負わせる一人親方等」を対象とする保護措置が義務付けられます。

<主な改正内容>

○危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

(危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止、火気使用の禁止、退避、等)

○危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化(保護具等を使用する必要がある旨を周知)

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの(退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止)について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

※詳細は厚生労働省ウェブサイトで確認できます。

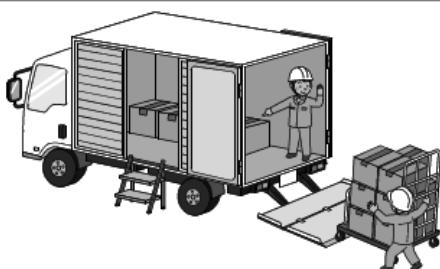


最大積載量5トン以上から2トン以上の貨物自動車に対象が拡大され、
貨物自動車の荷役作業時の安全対策が強化されました！

※詳細は厚生労働省ウェブサイトで確認できます。

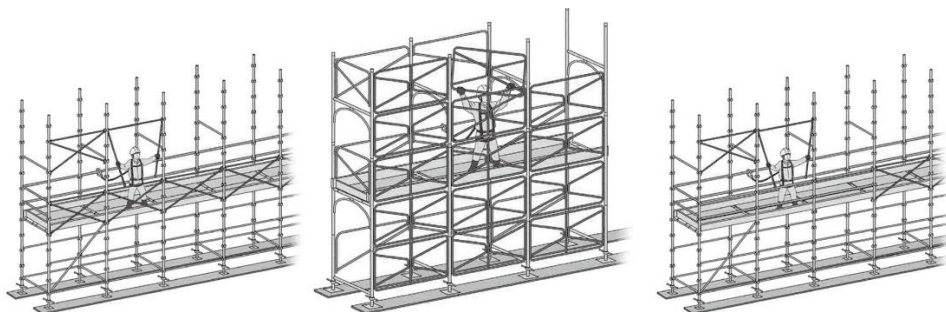


- ①荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽(墜落時保護用の規格を有するもの)の着用(令和5年10月1日施行)
- ②テールゲートリフターを使用した荷の積み卸し作業への学科教育4時間・実技教育2時間の安全衛生に係る特別教育の義務化(令和6年2月1日施行)
- ③運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合の原動機の停止措置の除外(令和5年10月1日施行)



令和5年12月改正『手すり先行工法等に関するガイドライン』の概要

※詳細は厚生労働省ウェブサイトで確認できます。



改正のポイント

1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加

近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追記しました。

2 近年の法令改正の内容を反映

フルハーネス型墜落制止用具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。

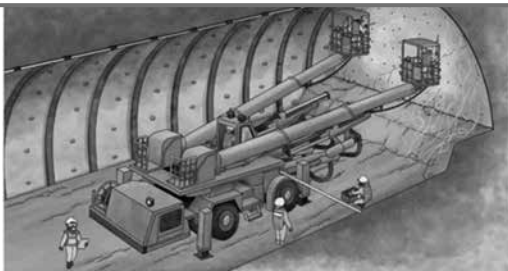
3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映

親綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

令和6年3月改正

『山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に関するガイドライン』の概要

※詳細は厚生労働省ウェブサイトで確認できます。



改正のポイント

- ① 発注者等が講ずべき措置を新たに記載いたしました。
- ② 切羽の立入に関連し特段の配慮を必要とする範囲を示しました。
- ③ 地山の状況に応じ適切な支保パターンを選定できるよう、事業者と発注者が連携して取り組むこととしました。
- ④ 適切なドリルジャンボを選定するとともに、ロックボルトを速やかに一間ずつ施工することとしました。
- ⑤ 切羽の自立が悪い場合においては鏡吹付けを原則実施することとしました。